

令和7年度元気なまちづくり事業補助金の町制施行110周年合併70周年

記念拡充とスケジュールについて

(令和7年2月26日)

令和7年度元気なまちづくり事業補助金は町制施行110周年合併70周年を記念して次のとおり拡充します。申請希望の方はご一読ください。

1. 概要

令和7年度に限り「まちづくり事業」のうち事業名に「町制施行110周年・合併70周年記念」を冠するものについて補助金上限を50万円に拡充(通常30万円)し、既存事業であっても記念による拡充部分は補助対象とします。(通常は新規事業のみ対象)

なお、記念を冠さない「まちづくり事業」と「建設資材支給事業」は通常どおり補助上限は30万円とし、全ての事業の一次締切を令和7年6月末とします。

2. 記念拡充対象事業(上限50万円適用)について

(1) 記念をPRできる「まちづくり事業」であることが必要

事業名に「町制施行110周年合併70周年記念」を付し、参加者募集チラシ、配付物、行事のあいさつ等によって多くの方に町制施行110周年合併70周年記念による「まちづくり事業」であることをPRしていただく必要があります。

「まちづくり事業」であっても町制施行110周年合併70周年記念をPRできない「限定された人による役務のみの事業(森林整備、施設清掃)」等は対象となりません。参加者を公募するなどのPRできる方策を併せて検討してください。

(2) 対象事業内容と既存事業の扱い

対象となる事業内容の考え方は従前の「まちづくり事業」と基本的に変わりません。ただし、記念拡充対象事業は既存事業であっても、記念して拡充した部分に対しては補助対象とします。

例1: 例年写真展を行っているが、記念して写真家を招き講演会(例年は行っていない)を開催→講演会部分のみ補助対象

例2: フリーペーパーを既に発行しているが、記念特別号として紙面を増やして発行→通常版との差額のみ補助対象

→既存事業の記念拡充の場合は、事業計画書に事業費の内訳として既存部分と拡充部分を明記し、既存部分は補助対象外事業費、拡充部分は補助対象事業費として整理をしてください。また、必要に応じて内容のわかる資料を添付してください。

【事業例(100周年時申請事業抜粋)】

写真展の開催、フリーペーパー発行、自転車ジムカーナイベント、少年野球教室、泉小太郎レリーフ設置、コンサート、桜植樹、ドローンによる魅力発信等

(3) 広報いけだ等での報告

記念拡充により実施した事業は広報いけだ等にて報告等をしていただく場合があります。参加者等には事前に写真等が公表される旨をお知らせしておいてください。

3. スケジュール

(1) 全ての事業において応募受付は令和7年4月1日、一次締切は6月末

令和7年度については1次締め切りを6月末としてそれ以降は年度末まで予算の範囲内で受け付けます。

(2) 締切以内であっても交付決定に時間がかかる場合

- ・審査会の必要な事業（前例のないもの、適合の判断が難しいもの等）については交付決定までに1カ月強かかる場合があります。
- ・1次締切までに予算額以上の申込があった場合、交付決定が10月になる場合があります。
- ・いずれの場合も交付決定がされるまで事業着手はできません。

4. 交付要綱抜粋

(1) 交付対象者

- ・自治会（まちづくり事業、建設資材支給事業）
- ・NPO法人又は5人以上の町民により構成されていて主に町内で活動している団体（まちづくり事業のみ）

(2) 対象事業

《まちづくり事業》

地域振興や活性化のために自主的、主体的に取り組む事業

《建設資材支給事業》

自主的に整備若しくは補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費（自治会のみ）

(3) 補助対象除外事業

- ・営利を目的とした収益事業
- ・宗教的・政治的な催し
- ・他の補助制度等の助成対象となっている事業
- ・その他、この補助事業の趣旨に反するもの

詳細は交付要綱、交付要領、事務フローをご覧ください。

申請書提出・問い合わせ先
〒399-8601
池田町大字池田 3203-6
池田町役場総務課企画係
TEL 6 2 - 3 1 3 1
machi@town.ikeda.nagano.jp